



埼玉県報

第 2706 号
平成 27 年(2015 年)
6 月 19 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県団体内統合宛名システム開発業務委託に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 免税証の無効告示（熊谷県税事務所）
- 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気の調達に関する落札者の公示（管財課）
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道さいたま東村山線（新座市野火止三丁目）の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 埼玉県規則第 54 号中訂正（温暖化対策課）

告 示

埼玉県告示第七百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県団体内統合宛名システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年6月8日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 落札金額

10,121,760円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年4月14日

告 示

埼玉県告示第七百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にじさんぽ

三 代表者の氏名

不破 清美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市赤山町二丁目百七十二番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、ソーシャルワークに関する事業を行い、人と人とのつながりによって、ありのままでも安心できる居場所づくりや地域における共生社会づくりの構築に貢献し、人々の心身の健康に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百二十号

告 示

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇㊦	09C041151	一	農業	平成二十六年五月一日 ） 平成二十七年三月三十一日
二〇㊦	09E040972 ） 09E040973	二	農業	平成二十六年五月一日 ） 平成二十七年三月三十一日
一〇〇㊦	09G060476	一	農業	平成二十六年五月一日 ） 平成二十七年三月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
埼玉県児玉郡上里町神保原八百七十三
有限会社手計石油

免税証を交付した事務所
熊谷県税事務所

亡失年月日
平成二十七年六月八日

告 示

埼玉県告示第七百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量11,544,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年5月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額
212,443,074円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年4月10日

告 示

埼玉県告示第七百二十二号

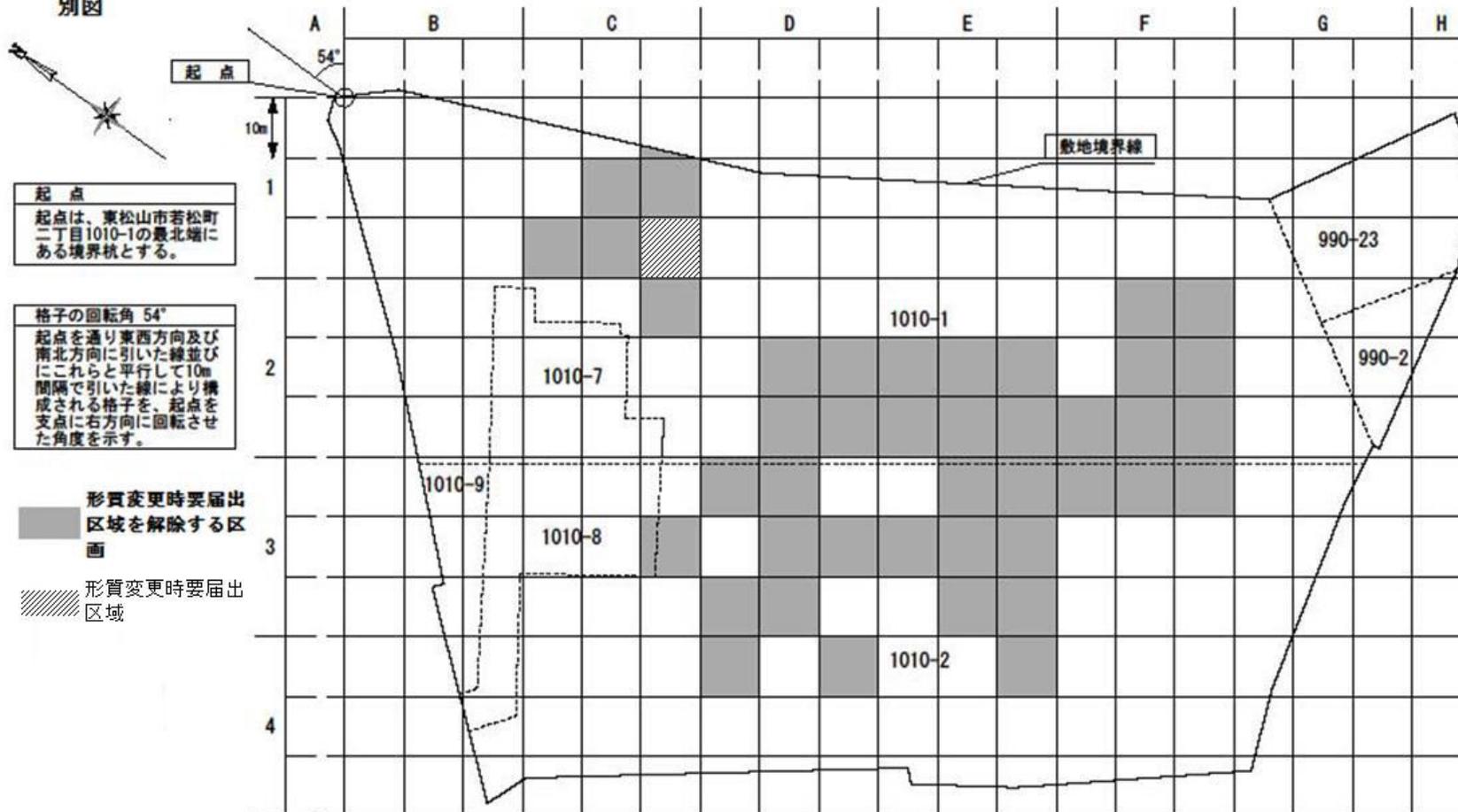
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年埼玉県告示第二百四十三号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市若松町二丁目千十番一の一部、同番二の一部及び同番八の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
一・一―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の追完

別図



起点
 起点は、東松山市若松町二丁目1010-1の最北端にある境界杭とする。

格子の回転角 54°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

■ 形質変更時要届出区域を解除する区画

▨ 形質変更時要届出区域

※ 平成26年5月20日、東松山市若松町二丁目990番23、1010番1、1010番2、1010番7、1010番8及び1010番9は東松山市若松町二丁目990番2に合筆された。

告 示

埼玉県告示第七百二十三号

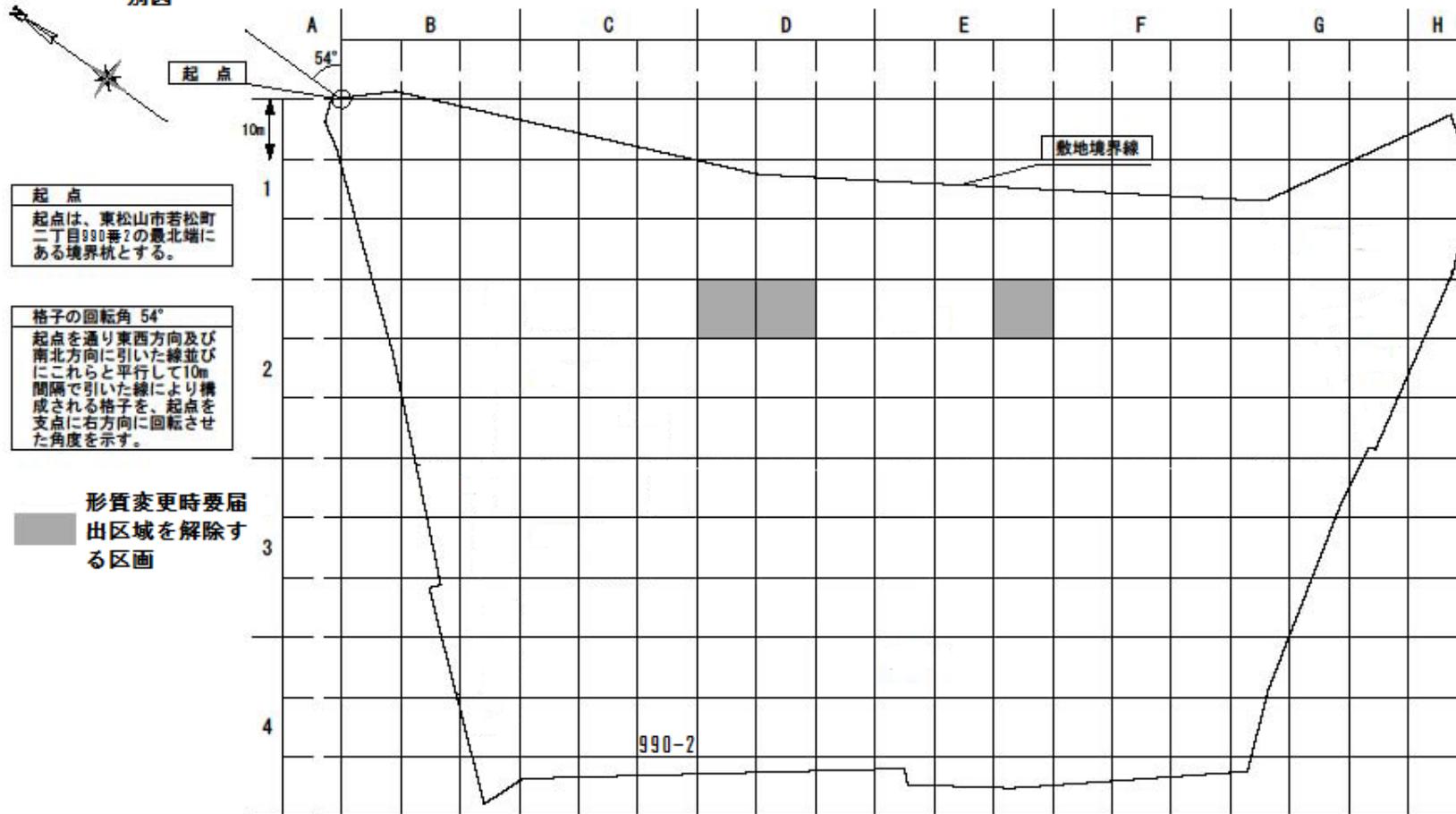
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第千二百八十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市若松町二丁目九百九十番二の一部）
 - 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
一・一―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン
 - 三 講じられた汚染の除去等の措置
- 土壌汚染状況調査の追完

別図



起点
 起点は、東松山市若松町二丁目990番2の最北端にある境界杭とする。

格子の回転角 54°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

形質変更時要届出区域を解除する区画

990-2

告 示

埼玉県告示第七百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第二百六十七号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市大字新曾字小玉二百三十七番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

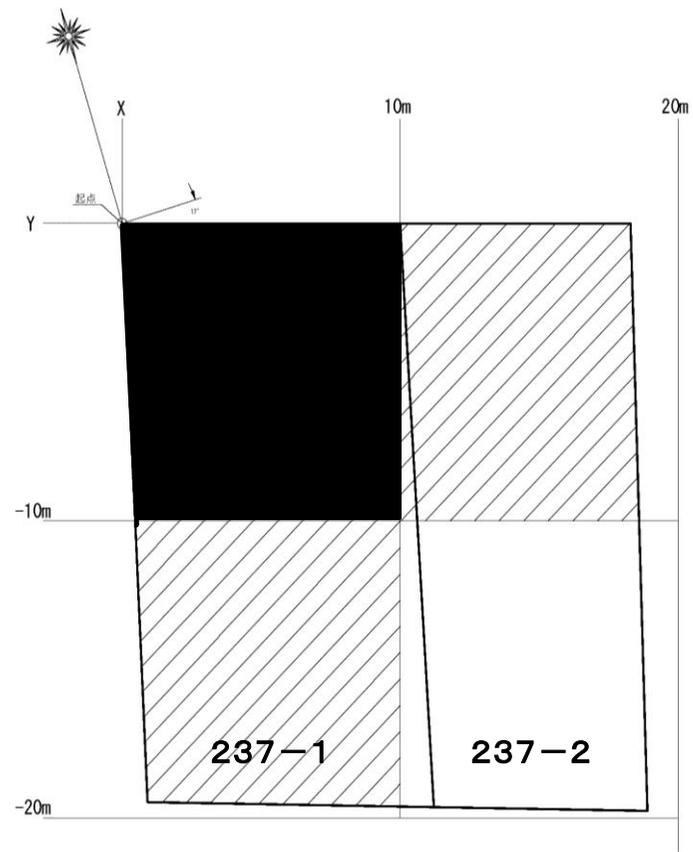
別図

起点
起点は、戸田市大字新曽字小玉
237番1の最北端とする。

格子の回転角 17度
起点を通り東西方向及び南北方
向に引いた線並びこれらと平行し
て10m間隔で引いた線により構
成される格子を、起点を支点に右
方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

 形質変更時要届出区域を解除する区画



告 示

埼玉県告示第七百二十五号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）東松山商業施設

（変更後）ライフガーデン東松山

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番一 外 計五者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番一 外 計七者

ハ 変更年月日

平成二十六年六月十三日

ニ 届出年月日

平成二十七年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十七年六月十九日から平成二十七年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年六月十九日から平成二十七年十月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百二十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
農事組合法人小原営農	埼玉県熊谷市小江川二千八十七番地七	埼玉県熊谷市板井字下板井八百五十七番一ほか四百七十二筆	四四五、四八一
薬糧開発株式会社	東京都港区芝浦四丁目十三番二十三号	埼玉県羽生市大字神戸字西七百十八番一ほか五十六筆	三九、八六二
株式会社満洲フアーム	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折百十五番地一	埼玉県坂戸市大字成願寺字北殿六十二番ほか二十筆	一六、七一一
植竹 一寿	埼玉県幸手市大字天神島八百五十五番地	埼玉県幸手市大字上吉羽字北六百六十三番一ほか二十七筆	三一、九六六
有限会社神扇農業機械化センタ	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	埼玉県幸手市大字神扇字平須賀前五百二十四番一ほか四十六筆	六七、七〇三
荒井 勇	埼玉県比企郡滑川町大字中尾八百十番地	埼玉県比企郡滑川町大字中尾字下田五百五十五番四	一、三二〇
大野 益伸	埼玉県比企郡滑川町大字中尾三百四十八番地一	埼玉県比企郡滑川町大字中尾字新五六百十六番七ほか二筆	一、四九六
小澤 長雄	埼玉県比企郡滑川町大字水房二百二十五番地	埼玉県比企郡滑川町大字中尾字新五六百十一番一ほか四筆	五、四七九

平澤 要三	根岸 三男	西澤 一三	高柳 幸夫	齋藤 宗次	北堀 春生	北堀 高茂	北堀 勝利	北堀 一廣	小高 昌治	小高 隆司	小高 定男
埼玉県比企郡滑川 町大字中尾八百十 四番地二十八	埼玉県比企郡滑川 町大字福田六百三 十八番地	埼玉県比企郡滑川 町大字伊古八十六 番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字福田千五十 七番地三	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾七百五 十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾八百七 十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾九百十 一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾千七十 二番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾千四十 五番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾七百八 十六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾七百九 十三番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾六百八 十六番地一
埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字新五 五百九十番ほか三 筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字新五 六百二十二番一	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百三十九番一ほ か二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百四十一番ほか 十二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字水房字天神 前八百十五番三	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百四十七番一ほ か八筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百三十六番一ほ か二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百五十一番一ほ か二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百五十三番六ほ か六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百五十六番三	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百五十五番五	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百五十六番四ほ か四筆
三、 六七二	一、 二九二	一、 一〇六	一〇、 五一三	一五六	五、 五三七	三、 二二一	一、 五四三	四、 三二一	一、 二五二	八六九	四、 三四六

山下 一夫	藤井 芳男	藤井 利男	福島 正造	福島 幸治
埼玉県比企郡滑川 町大字中尾三百九 十九番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾九百九 十九番地	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾千三番 地二	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾九百十 七番地五	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾八百七 十六番地
埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字新五 五百八十七番一ほ か二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百四十番一ほか 八筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字下田 五百四十九番六ほ か五筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字新五 六百二十一番一ほ か一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字中尾字新五 五百九十一番ほか 十一筆
二、 一三八	四、 五五一	九 一二	八 六三	一〇、 五一一

二 認可年月日

平成二十七年六月十一日

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

測量計画機関である朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

朝霞市根岸台五丁目地内

四 作業期間

平成二十七年六月十五日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（座標補正に伴う点検測量及び3・4級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市其田地内

四 作業期間

平成二十七年六月十日から平成二十七年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十号

平成二十五年埼玉県告示第千二百十四号で公示した公共測量は、平成二十七年二月二十七日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

平成二十六年埼玉県告示第千二百二十三号で公示した公共測量は、平成二十七年三月十三日終了した旨測量計画機関である毛呂山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年1月1日（金）から平成32年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 渡邊 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月3日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月31日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月3日（月）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成27年8月3日（月）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年7月27日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年7月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
groupware server for police network

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
August 3,2015 By mail;5:00 p.m. July 31,2015 In person;10:30 a.m.
August 3,2015

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance
Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年六月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

さいたま東村山線	路 線 名
新座市野火止三丁目九一八番一地先か ら 同市野火止三丁目九二〇番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)	供用開始の区間
平成二十七年六月十九日	供用開始の期日
	備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年六月三日

指令越建セ第二六〇〇三九二号

二 検査済証番号

平成二十七年六月十二日

越建セ第一二三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮四一八番八、四一八番九、四一九番六、

四二〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮四一八番九 長幡 恭司

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

一 日時

平成二十七年六月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 公文書不開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について

ロ 埼玉県立図書館協議会委員の任命について

ハ その他

正 誤

埼玉県規則第五十四号（平成二十七年六月五日第二千七百二号）中訂正

ページ 行

一 前から五

誤

埼玉県地球温暖化対策推条例施行規則

正

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則